

申請期間

7/20[月] ▶ 11/2[月]

# 行田市小規模事業者等 家賃 支援給付金のお知らせ

最大10万円支給!!

## 給付額

行田市内で土地、建物を賃借して事業を営んでいる1事業所につき、ひと月の家賃の3分の1を6ヵ月分支援します。

※6ヵ月分の合計が10万円を超える場合は最大10万円まで

※1回のみ・口座振込

## 支給までの流れ

- ①申請書と裏面の必要書類を揃え、**郵送**にて申請してください  
※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、**窓口での申請受付は行いません**
- ②**不備があった場合にのみ連絡**をします
- ③申請書類の受領**20日前後**で口座に給付金が振り込まれます  
※書類の不備等があった場合は振り込みが遅れることがございます

## 支給要件

- ・**令和2年7月1日時点**で行田市内に  
おいて主たる事業を行っている小規模事業者または個人事業主（事業性を有する方に限る）で、今後も**市内で事業の継続を目指している**こと  
※行田市在住でも市外で主たる事業を行っている場合は対象外となります
- ・**新型コロナウイルス感染症の影響により**経営状況が悪化していること
- ・**令和2年2月～8月のうち、1ヵ月間の売上高が前年同月比で30%以上減少、または前年同月との比較ができない場合は、令和2年1月から8月の間で連続する任意の2ヵ月**を比較し、売上高が**30%以上減少**していること
- ・賃貸借契約書の借主が本給付金の申請者であること
- ・令和2年7月1日時点で行田市内の土地や建物を賃借していること
- ・自らの事業のために占有する土地や建物の賃料を支払っていること
- ・（個人事業主のみ）**昨年**の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること

※申請書は市ホームページまたは市役所、南河原支所、商工会議所、南河原商工会にございます。

### 【宛先・問い合わせ】

〒361-8601 行田市本丸2-5

行田市役所商工観光課 小規模事業者家賃支援担当

TEL 048-556-1111（内線383、375）

必要書類等は  
裏面を  
ご覧ください

業種 ※フリーランス含む	常時使用する従業員の数 (常勤役員、パート、アルバイト除く)
・卸売業 ・小売業（小売店・飲食店） ・サービス業（生活関連サービス・ 教育・医療・福祉等）	5人以下
・その他（製造・運輸・建設等）	20人以下

### 給付の対象にならない場合

- ・転貸（又貸し）を目的とした契約
- ・貸貸人と賃借人が実質的に同じ人物の契約（自己取引）
- ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
- ・暴対法上の暴力団等に関する事業者
- ・本事業の目的、趣旨から対象でないと本市が判断する方

### 必要書類

※申請書兼請求書以外、全て写し可

【行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を、 売上高の減少率が30%以上で受けている方】	法人	個人
①申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
②賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）	○	○
③申請時の直近の賃料支払実績を証明する書類 （銀行通帳の写し、振込明細書等）	○	○
※緊急支援給付金と同一の場合は省略可		
④申請者名義の口座の通帳（通帳を開き、口座番号 と口座名義の記載されたページ）またはキャッシュカードの写し	○	○

【行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を、 売上高の減少率が30%未満で受けている方】 または【行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を受けていない方】	法人	個人
①申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
②賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）	○	○
③申請時の直近の賃料支払実績を証明する書類 （銀行通帳の写し、振込明細書等）	○	○
④直近の事業年分の確定申告書 （税務署の收受印のあるもの）	○	
⑤令和元年分の確定申告書B（第一表）または市県民税申告書 （税務署の收受印のあるもの）		○
⑥売上の減少前後の売上がわかるもの （申請書（A）（B）それぞれの売上根拠となる書類）	○	○
⑦申請者名義の口座の通帳（通帳を開き、口座番号 と口座名義の記載されたページ）またはキャッシュカードの写し	○	○

〒361-8601

行田市本丸2-5

行田市役所商工観光課

小規模事業者等家賃支援担当 行

切り取りして、封筒に貼ってお使いください  
※切手はご用意ください